

利用会員
援助会員 各位

子ども・若者部子ども家庭課長
瀬川 卓良

ファミリー・サポート・センター事業における
運用の一部変更について

日頃より、世田谷区ファミリー・サポート・センター事業について、ご理解、ご協力いただきまして、ありがとうございます。

本事業では、これまでも安心・安全な運用を心掛けてまいりましたが、援助会員がより安全に活動できるよう、また利用会員がより安心して利用できるよう、以下のとおり、利用と活動の要件を変更することとしました。ご理解くださいますよう、お願いいたします。

1 変更内容

(1) 0歳児のお子さんの預かりについて

世田谷区ファミリー・サポート・センター事業では、これまで0歳児のお子さんを預かる際の具体的な要件は「生後43日から」のみで、利用会員の皆様にはご協力という形で3時間までの利用をお願いしていました。

0歳児の利用件数が増えていることを受け、預かり時における重大事故防止のため、0歳児のお子さんの預かりについては、利用及び活動の要件として「3時間まで」と規定させていただきます。

また、ご利用にあたりましては、お子さんに体重要件を設けさせていただきます。利用申込みの際には、健診などで事前に体重をご確認ください。

【現行】

- ・預かり時間は「3時間まで」
- ※事故防止のためにご協力という形でお願いしていました。

【変更後】

- ・0歳児は、「原則3時間以内の預かり」と規定します。
- ・上記に加えて、お子さんの体重が、男子：3.53 kg、女子：3.39 kg (※) を超えていることとします。
- ・ただし、特別なご事情等がある場合は、応相談とします。
- ※1～2か月児の乳幼児身体発育曲線（母子健康手帳に記載）の3パーセントタイル値

(2) 1歳以上のお子さんの預かり時間について

保護者の通院やリフレッシュ等の短時間預かりを目的としているため、1歳以上のお子さんの預かり時間は「原則4時間まで」としてご協力をお願いしていました。0歳児の預かり時間を規定することに併せて、1歳以上のお子さんの預かりについても「原則4時間以内の預かり」と規定させていただきます。ただし、特別なご事情等がある場合は、応相談とします。

(3) 援助会員の新規活動の紹介年齢について

世田谷区ファミリー・サポート・センター事業では、援助会員に関する年齢要件を設けていませんでしたが、援助会員の新規活動の紹介については「75歳まで」とさせていただきます。すでに援助（利用）している活動は、年齢制限の対象外となります。

また、子育て支援者養成研修の受講年齢は「おおむね70歳まで」とさせていただきます。

なお、新規活動の紹介年齢に要件を設けることに伴い、援助会員の登録から5年未満の方については、経過措置として、75歳を超えても登録から5年間は紹介期間とさせていただきます。

【現行】

- ・年齢要件はありません。

【変更後】

- ・援助会員の新規活動の紹介年齢は、75歳までとなります。
- ・子育て支援者養成研修の受講年齢は、おおむね70歳までとなります。

※令和6年10月以前の子育て支援者養成研修受講者において、今回の要件を設けたことによって新規活動の紹介期間が5年未満となる場合は、援助会員の登録から5年間は新規活動を紹介できる経過措置を設けます。

2 変更年月日

令和6年10月1日（火）

【本件担当】 子ども・若者部子ども家庭課
子ども・子育て支援担当
松崎、野崎、河野
TEL：5432-2569
FAX：5432-3081